令和３年６月１０日
資　料　提　供
和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 岡本雅・道・藤戸・平田
073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

６月１０日、新型コロナウイルス政府対策本部（本部長：菅総理大臣）により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域から群馬県、石川県及び熊本県を除くことが決定されました。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願いします。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（６月２日）】

・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間

⇩

◆変更後

【県民の皆様へのお願い（６月１０日）】

・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間

（群馬県、石川県及び熊本県については、６月１３日まで）